

令和 8 年

第 2 回市議会定例会 報告第 2 号

専決処分の報告について

市が設置し，および管理する公共賃貸住宅の管理上必要な建物明渡し等を請求する訴えの提起を令和 8 年 3 月 3 1 日地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により，次のとおり専決したので報告する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

函館市長 大 泉 潤

1 当事者

原告 函館市

代表者 函館市長 大 泉 潤

被告 住所 * * * * *

* * * * *

2 請求の趣旨（内容）

(1) 被告は，原告に対し，市営住宅中道 2 丁目団地 住棟番号 1 0 番 部屋番号 4 8 号室（以下「本件建物」という。）を明け渡すこと。

(2) 訴訟費用は，被告の負担とすること。
との判決および仮執行の宣言を求める。

3 請求の原因

(1) 原告は，平成元年（1 9 8 9 年）1 月，被告の夫に対し本件建物への入居を許可し，もって賃貸借契約の締結および本件建物の引き渡しを行った。

(2) 被告は同人と同居していたが，同人が退去したことから，原告は被告に対し，平成 9 年（1 9 9 7 年）1 2 月 2 4 日付けで本件建物の承継使用を許可し，改めて原告と被告との間で本件建物に係る賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結し，本件建物を引き渡した。

(3) 原告は，本件建物を含む市営住宅中道 2 丁目団地（以下「本件団

地」という。)が建設から約50年経過し、老朽化が著しく進行したことから、令和2年(2020年)から新たに整備を進める市営住宅大川団地などへの住替えにより、本件団地を用途廃止することとした。

(4) 原告は、平成28年(2016年)、令和2年、令和4年(2022年)の3回にわたり本件団地入居者に対し住み替えに関する意向調査を実施したほか、令和4年8月には説明会を開催し、本件団地入居者の理解を得ながら順次住替えを進め、令和7年(2025年)5月には、被告以外の本件団地入居者の退去が完了した。

(5) 原告は、令和6年(2024年)4月から令和7年7月までの間、10回にわたり被告宅を訪問し、他の市営住宅の一覧や位置図、市営住宅大川団地の概要および団地周辺的生活利便施設の立地状況に関する資料を提示しながら、本件団地の用途廃止と住替えについて理解が得られるよう努めたが、頑なに拒否され続けた。

(6) 原告は被告に対し、令和7年7月25日付け内容証明郵便により、本件団地の用途廃止、本件賃貸借契約の解約、令和8年(2026年)1月31日を期限とした本件建物の明け渡し、住替え先として市営住宅大川団地の1室を確保している旨および移転費用を支払う旨の通知を行い、翌日26日に被告に到達した。

(7) 以後、原告は、令和7年11月と令和8年1月の2回、被告宅を訪問し、訴訟の可能性について説明しながら、任意の明渡しについて協力が得られるよう努めたが、引き続き頑なに拒否された。

(8) 本件賃貸借契約は、前記(6)の通知から6か月が経過した令和8年1月26日をもって解約となった(借地借家法第27条第1項)。

(9) これまでの経緯を踏まえると、任意による本件建物の明け渡しが困難であると考えられることから、本請求に至ったものである。

4 訴えを提起した日

令和8年4月7日

5 管轄裁判所

函館簡易裁判所